

広報直島

2023 Apr. No.837



すな おな えが おの し ま

contents

- 02 令和5年度予算
- 04 令和5年度重点事業
- 06 総務課からのお知らせ
- 07 建設経済課からのお知らせ
- 08 住民福祉課からのお知らせ
- 10 教育委員会からのお知らせ
- 12 カメラリポート
- 15 教育委員会からのお知らせ
- 16 教育委員会・まちづくり観光課からのお知らせ
- 17 まちづくり観光課からのお知らせ
- 19 住民福祉課からのお知らせ
- 20 税務課からのお知らせ
- 21 住民福祉課・ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,553(+10) 人口/2,941(+1) 男/1,517(-3) 女/1,424(+4)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

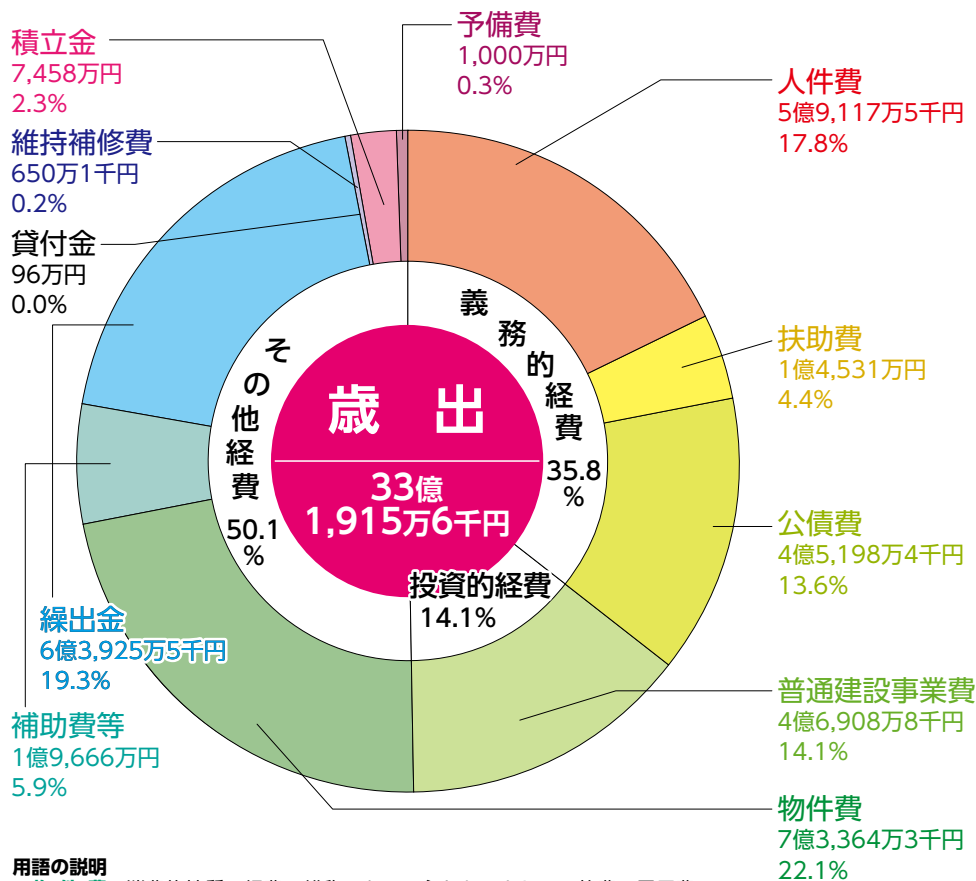
直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

みんなが笑顔で暮らせる町に

令和5年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和5年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。
 一般会計予算額は33億1,915万6千円で前年度と比較して、9,587万6千円(3.0%)の増となりました。
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっています。



用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料などです。
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費などです。
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金などです。
- 公債費** 町債の償還に係る経費です。
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

主な経費

【一般会計】

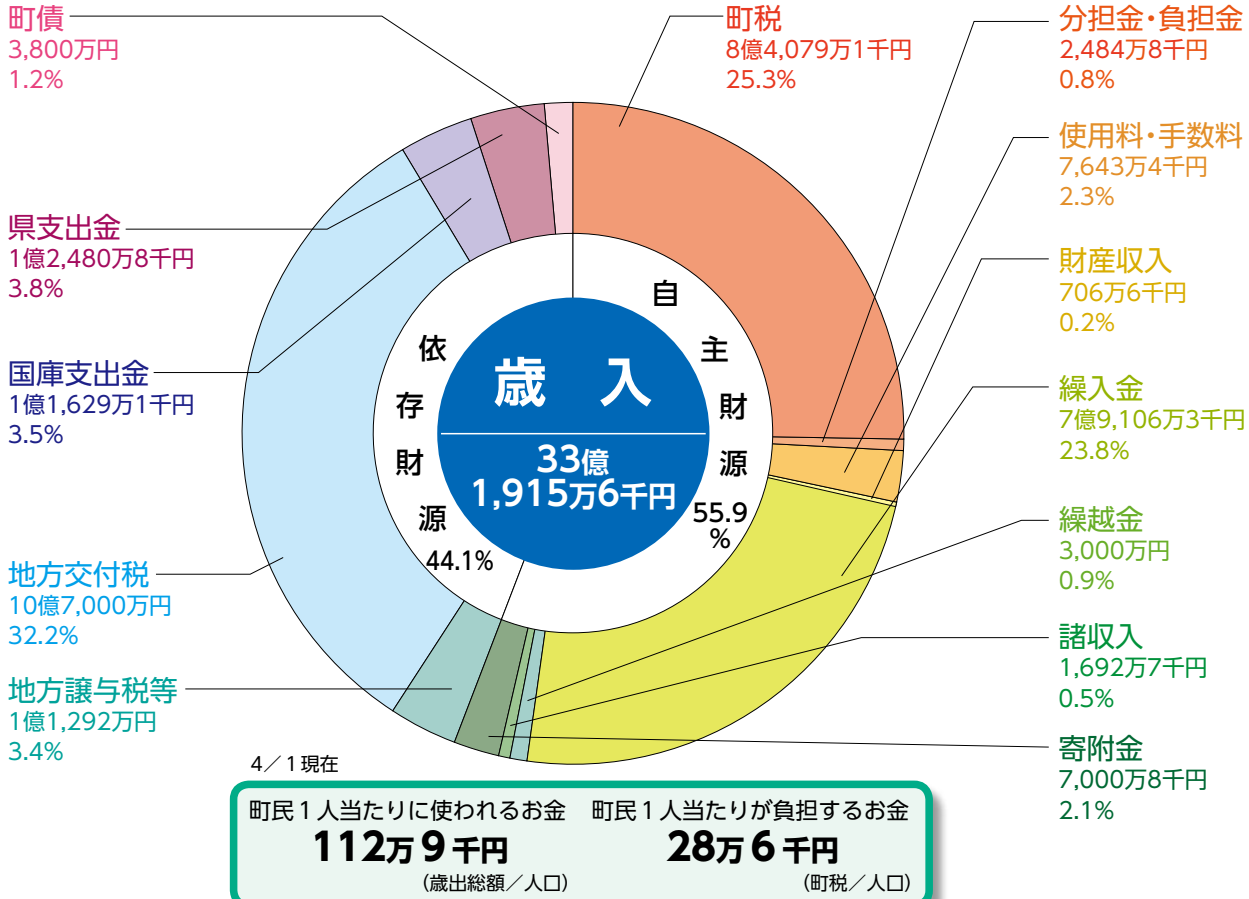
総務費	(単位:千円)
行政情報通信サービス事業	21,780
庁舎長寿命化改修基本計画作成	2,900
電算システム整備事業等	68,428
個人情報安全管理措置対応支援業務等	5,857
直島出合い隊助成事業等	1,230
まちづくり景観整備助成事業	2,725
地域おこし協力隊	10,663
空き家改修等補助事業	3,200
民間賃貸住宅借上料等支援事業	2,300
直島応援寄附者返礼品等	104,366
町営バス運行事業	51,084
固定資産税土地異動更新業務	4,800
民生費	
地域生活支援事業	6,017
地域子育て支援拠点事業	9,462
出産奨励金(2人以上)	2,000
敬老会等	660
老人バス利用助成	1,000
総合福祉センター大規模改修事業	11,342
一時保育事業	2,679
子育て支援事業	2,801
子ども医療費助成事業	4,200
衛生費	
看護学生修学資金貸付事業	720
母子健診等	4,203
子どもインフルエンザ予防接種	2,638
出産・子育て支援補助	2,505

带状疱疹予防ワクチン接種等	6,475
住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,706
焼却施設設備補修等	20,400
農林水産業費	
有害鳥獣駆除事業	6,120
農道補修等	500
松くい虫防除事業	6,047
釣公園運営・調査業務	12,800
商工費	
ふるさと海の家改修等	7,641
瀬戸内国際芸術祭2025運営負担金	1,050
火まつり実行委員会助成	10,000
デジタルサイネージ事業	4,977
商工会・夏まつり助成	2,800
社宅整備費用助成	6,200
移動販売事業継続支援金	3,600
土木費	
道路維持管理業務等	12,900
宮ノ浦38号線舗装等	35,066
港湾施設パトロール・イルミネーション事業	7,142
追出地区急傾斜地崩壊対策事業等	26,758
宮ノ浦地区地震津波対策事業等	70,600
内新田団地外壁改良等	35,672
地蔵山第1団地解体事業	16,644
民間住宅耐震対策支援事業等	3,770
横防家族用住宅整備事業	68,947

消防費	
災害用備蓄品整備	1,235
各所改良等(消火栓含む)	2,900
第1分団屯所更新事業	19,036
小型動力ポンプ購入	1,968
救急患者搬送業務関係	27,095
教育費	
高校生通学航路費等補助	3,052
少年・青年活動助成	800
小学校各所改良等	500
中学校各所改良等(堅穴区画改修含む)	74,450
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	1,607
文化協会助成	850
文芸奨励事業等	1,994
体育協会助成	1,050
スポーツ少年団助成	573
器具消毒保管庫購入事業	1,241
【特別会計】	
特定健康診断等事業	2,785
介護予防アフレコ運動教室等	2,662
介護保険事業計画策定業務等	4,543
診療所スプリンクラー設備整備	44,796
下水道(法適用支援業務)	13,585
下水道(長寿命化等)	56,298
積浦地区宅地造成事業	85,000

一般会計の予算は33億1,915万6千円

特別会計 16億2,349万円 簡易水道会計 5億7,489万3千円



町税8億4,079万1千円の内訳



歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	合計
31年度	46.1%	53.9%	40億9,350万6千円
令和2年度	43.0%	57.0%	32億4,340万8千円
令和3年度	43.6%	56.4%	31億8,739万6千円
令和4年度	42.4%	57.6%	32億2,328万円
令和5年度	44.1%	55.9%	33億1,915万6千円

特別会計予算額

会計名	令和5年度	令和4年度	前年度対比
国民健康保険事業	4億5,180万円	4億8,445万円	▲6.7%
介護保険事業	4億229万9千円	4億582万1千円	▲0.9%
診療所事業	3億1,971万2千円	2億6,944万円	18.7%
後期高齢者医療事業	6,808万6千円	6,689万4千円	1.8%
下水道事業	2億7,258万4千円	2億6,797万6千円	1.7%
宅地造成事業	1億900万9千円	573万8千円	1,799.8%
合計	16億2,349万円	15億319万9千円	8.2%

簡易水道事業会計予算額

項目	令和5年度	令和4年度	前年度対比
収益的収入	4億7,852万9千円	4億7,340万3千円	1.1%
収益的支出	4億8,065万9千円	4億5,323万9千円	6.0%
資本的収入	7,836万1千円	9,673万2千円	▲19.0%
資本的支出	2億1,462万6千円	4億1,617万4千円	▲48.4%

令和5年度の重点事業

～新規事業等主なものを紹介します～

※詳しいお問い合わせは各担当課まで

新 …新規事業 **継** …継続事業

1 ハード事業

継 総合福祉センター大規模改修 (約11,000千円)

総合福祉センター本館は、平成7年の事業開始から28年目となり建物を維持していくためには計画的に改修を行う必要があるため、今年度は劇場ホールの空調設備更新を行います。

継 ふるさと海の家改修 (約6,000千円)

ふるさと海の家は、町内外の方々に多く利用される施設ですが、老朽化が進んでおり、近年は計画的に改修し、施設の長寿命化と快適な利用環境の維持を図っているところです。

今年度は、空調機器の設置工事を実施します。

新 町道鷲ノ松1号線道路改良 (約7,000千円)

住民の要望があり通学路にもなっている道路で、この区間のみ側溝に蓋が掛かっていないので、安全安心に通行できるように蓋掛けなどの工事を行います。

継 町道宮ノ浦38号線舗装 (約13,000千円)

昨年度工事の残区間であり通学路にもなっている道路で、ひび割れや段差があり、通行に支障をきたす恐れもあることから、舗装の打替えなどの工事を行います。

新 追出地区急傾斜地崩壊対策事業 (約19,000千円)

住民の要望があった急傾斜地で、周辺には民家もあり土砂災害などの恐れもあることから、斜面を整形し、吹付砕工により表面を固め、崩壊を防止する工事を行います。

新 宮ノ浦地区地震津波対策 (約46,000千円)

平成30年度工事の続きであり、地震や気候変動などによる津波や高潮から地域住民の財産・生活を守るために胸壁などを設置する工事を行います。

継 内新田団地外壁等改良 (約30,000千円)

多くの町営住宅では老朽化が進んでおり、住宅を維持していく必要があるため、計画的に適切な改善を進めています。

内新田団地は、令和元年度から外壁等改良を実施しており、今年度は1棟2戸の屋根・外壁塗装、樋・鋼製建具取替等を行います。

継 横防家族用住宅整備 (約64,000千円)

人口減少に歯止めをかけ、本町をさらに発展させるには、「子どもの人数を増やすこと」が特に重要な課題であり、若者の定住促進を図るため、昨年度より横防に家族用住宅を建設しています。

令和5年度は、新たに1棟1戸の家族用住宅を建設します。

新 第1分団屯所更新事業 (約19,000千円)

現在の第1分団屯所は建築から45年が経過し、経年劣化による老朽化も進んでいるため、将来予想される南海トラフ地震などに対する防災面での強化を図るため、更新計画等を行います。(令和6年度に、八日山墓地南側県道沿いに建設予定)

継 中学校堅穴区画改修 (第3期) (約72,000千円)

中学校校舎の階段各所を防火区画として分けし、生徒のより安全性の向上を図る堅穴区画を設置する3年計画の3年目工事です。(令和3年中央、令和4年東側、令和5年西側)

新 診療所スプリンクラー整備 (約43,000千円)

消防法施行令の改正により、避難のために患者の介助が必要な有床診療所は、スプリンクラー設備およびそれに準ずる消火設備を設置することが義務付けられました。火災が発生した際に初期段階で消火させ、被害の甚大化を防ぐため、消火機能が水の4倍で、冷却効果・浸透性・再燃防止効果にも優れているパッケージ型自動消火設備を設置します。

新 積浦地区宅地造成 (約85,000千円)

令和元年度から分譲を開始した積浦の姫宮団地は、全12区画が売却済みとなったため、引き続き第2期事業として、全8区画の造成を行います。

この第2期事業が、さらなる人口減少の抑制と移住・定住の促進につながるよう、早期に造成を行い、分譲を開始していきます。

新 横防地区配水管更新 (約15,000千円)

横防地区への水道配水管が老朽化しているため、直島パヴィリオン付近から横防公園前までの延長約280mを、耐震性のある水道用ポリエチレン管に更新する工事を行います。

2 ソフト事業

新 出産・子育て支援補助事業 (約2,500千円)

直島町出産・子育て支援補助事業とは、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と、出産・子育てにかかる費用の負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」の経済的支援を一体的に実施するものです。妊娠届け出時に妊娠1回につき5万円、出生届け出後に養育する児童1人につき5万円を支給します。

直島町人事異動 (R5)

◆**任期満了** 3月30日付 () 内は、旧職名
池上 雄亮 (町立診療所所長・医師)
※県からの派遣期間終了

◆**退職** 3月31日付 () 内は、旧職名
溝淵 祥明 (副町長)
土井 孝司 (環境水道課長)

◆**異動** 4月1日付 () 内は、旧課名
【まちづくり観光課】
課長 前田 浩作 (デジタル推進室長兼務)
課長補佐 植田 由紀 (環境水道課)

【デジタル推進室】
主事 西口 慎 (税務課)

【建設経済課】
主査 加藤 謙明 (総務課)

【環境水道課】
課長 植田 圭一 (まちづくり観光課)
主事 佐藤 悠恒 (採用)
参事 土井 孝司 (再任用)

【住民福祉課】
課長補佐 秋友 理佐 (税務課)
課長補佐 島崎 寛子 (幼児学園)

【健康推進室】
主査 久米田佑亜 (住民福祉課)

【税務課】
課長補佐 赤松 武 (出納室)
主事 奈良 高虎 (採用)

【出納室】
室長補佐 上田 浩子 (教育委員会)

【診療所】
所長・医師 藤原 正貴 (県より派遣、採用)
主任看護師 岸本 舞美 (採用)
看護師 林 明日美 (採用)

【教育委員会事務局】
次長補佐 堀口 亮 (住民福祉課)

【幼児学園】
園長 山地 茂之 (会計年度任用職員)
保育教諭 乃一 ゆか (採用)



●●●●●●●● 総務課からのお知らせ ●●●●●●●●

直島町議会議員選挙の日程について

立候補届出者の受付（告示日）

日時 4月18日(火) 8:30~17:00
場所 役場2階大会議室

投票できる期間

①期日前投票

期間 4月19日(水)~4月22日(土)
8:30~20:00
場所 役場1階小会議室

②投票日(期日前投票とは投票できる時間が異なります)

日時 **4月23日(日)** 7:00~19:00
(屏風島集会所は16:00まで)
場所 お住まいの地域によって投票できる場所が異なります。
詳しくは4月18日頃に送付されるハガキの入場券をご覧ください。

開票

日時 4月23日(日) 20:00~
場所 直島ホール

ご注意ください

- 町外へ転出された方、投票日から3カ月以内に転入された方は投票が出来ません。
- 病院等の施設に入所している方、出張等で一時的に町外にいるため町内の投票所に行けないという方は、不在者投票指定施設や滞在地の選挙管理委員会での不在者投票ができます。投票用紙の請求手続きなど、時間を要しますので、下記まで早めにお問い合わせください。

消防団本部の体制変更について

3月27日(月)に消防団総会が開催され、井下良雄団長の定年退職に伴う本部の改選が行われました。消防団の推薦により新団長として安部淳一氏が4月1日より任期4年で任命されました。今後も町の消防・防災の要として町民の生命と財産を守っていただけることとなりました。

また、今まで副団長が1名の体制で本部を運営しておりましたが、今回の改選により乾道教氏・下津哲氏・秋友孝一氏・西岡裕喜広氏が団長と同様に任期4年で副団長兼分団長に任命されました。



～あなたのチカラをかしてくれませんか～

町には常備消防機関である消防本部および消防署がありません。そして、その役割を担っているのが直島町消防団で、消火・予防・救助といった業務を行っています。消防団活動にご協力いただける町内在住で18歳以上の団員を募集しています。皆さんの力を地域の防災力向上のために、お役立て下さい。

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

建設経済課からのお知らせ

町営家族用住宅(メゾン横防)の入居者募集について

受付期間

4月3日(月)～4月13日(木) 8:15～17:00

(土・日は受付できません。)

場 所 直島町3768番地1 町営家族用住宅「メゾン横防」1号・2号

入居指定日 5月1日(月) **募集戸数** 木造2階建・2LDK 2戸

抽選会および入居説明会 4月17日(月) 15:00～ 役場2階大会議室

入居資格に該当された方は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、その後、引き続き入居説明を行います。(代理人でも可)

家 賃 43,000円(月額)

入居資格

次の条件を全て満たしている方

- ①住宅に困窮し、自ら居住する住宅を必要とする方で、同居親族、または同居しようとする親族があり、原則、町内に居住地を確保していない。
※町内に在住の方で、婚姻等の特別な事情により、現在住んでいる所から世帯を分離する必要性に迫られている場合であって、やむを得ない特別な事情と認められる場合はこの限りでない。
- ②入居基準日をもって、申請者とその家族(子ども除く)が満18歳以上40歳未満。
※年齢については、民法第143条および年齢計算に関する法律の規定に準ずる。
- ③原則、連続して2年以上入居し、10年以内に退去することが可能である。
- ④町税等を滞納していない。
- ⑤家賃の支払い能力がある。
- ⑥その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

申込方法

必要書類をそろえて建設経済課窓口申込者が直接持参してください。

- (1)家族用住宅入居許可申請書
- (2)「町営家族用住宅の留意事項について」
- (3)住民票(謄本)【世帯全員分】
- (4)課税・所得証明書【世帯全員分】
- (5)納税証明書【世帯全員分】
※納税項目がない場合も必要となります。
- (6)その他
※必要な場合あり。(転入確約書など。世帯状況等による)

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当されなかった方にも文書で通知します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



住民福祉課からのお知らせ

～知ってください 国民健康保険のこと!!～ 【医療費適正化のために】

国民健康保険の被保険者の皆さんが、病院等の窓口で支払っているのは医療費の一部であり、残りは保険者（町）が負担しています。医療費はここ数年高い状態が続いており、国保の財政にも大きな影響を及ぼしています。医療費が増え続けると、皆さんの保険税を引き上げなければならない可能性が大きくなります。

少しでも医療費を適正化していけるように、ご協力をお願いします。

医療費の増加の主な原因

医療機関へのかかり方	生活習慣病の増加	医療技術の進歩
かぜなどの軽い症状で最初から大きな病院にかかったり、同じ病気で複数の医療機関にかかったりすると、医療費が増えてしまいます。	日々の生活習慣が要因で起こる生活習慣病が増えています。生活習慣病などの慢性疾患は、治療に長い期間がかかるため、医療費が増えてしまいます。	新しい医療機器や医療技術、新薬等が開発されたことで、治療が難しかった病気も治療が可能になりましたが、治療にかかる費用も増えています。

医療費節約のコツ

●かかりつけ医を持ちましょう

“かかりつけ医”とは、日頃から診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえます。町内にもふれあい診療所がありますので、“かかりつけ医”として積極的に利用してください。

●重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかることはやめましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により、体への負担や副作用も心配されます。

●診療時間内に受診しましょう

緊急の場合以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。緊急を要する重症の患者さんへの対応が遅れ、治療が間に合わなくなるなどの恐れがあります。また、本来の医療費のほかに時間外料金等も加算され、医療費が増えてしまいます。

●健康診断を受けて、病気を早期発見しましょう

自覚症状が現れにくい生活習慣病などの早期発見には、健康診断によるチェックが重要です。病気の早期発見・治療は医療費の節減にもつながります。定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見に努めましょう。

●薬を正しく使いましょう

処方薬は市販薬より薬効が強いので、重複して飲むと危険です。薬の飲み合わせや適量以上の服薬により、副作用や症状の悪化が心配されます。指示された用法・用量を守り、正しく使いましょう。

～国民健康保険の届出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。届出・申請の際は届出・申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。お手数をおかけしますが、よろしくをお願いします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

●開催日

4月20日(木) **事前予約制**

●場所・時間

- ・役場（2階会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

年金相談をご希望の方は
『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に
事前予約をお願いします。
(年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。)

☎087-811-6020 (予約用)
平日8：30～17：15
[土・日・祝日を除く]



●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの
※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226

●●●●●●●● 健康推進室からのお知らせ ●●●●●●●●

令和5年度 狂犬病予防集合注射について

下記の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。
当日、都合の悪い方は、動物病院で個別に接種してください。

●日程 4月14日(金)

- 時間
- 横防公園 9：30～9：50
 - 西部公民館 10：00～10：20
 - 直島町役場 10：30～11：00
 - 積浦集会所 11：10～11：30

- 料金
- ・狂犬病予防注射料金 2,450円
 - ・狂犬病予防注射済票交付料 550円

計：3,000円

・犬の登録手数料 3,000円(未登録の場合のみ)

狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが飼い主の方に義務付けられています。

狂犬病は、人にも感染する病気で、治療法の見つかっていない恐ろしい感染症です。

狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている方は、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせるようにしてください。

犬を飼っている方には3つの義務があります。

- ①住所地の市町村に飼い犬を登録すること。
- ②飼い犬に年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- ③飼い犬に、鑑札と狂犬病予防注射済票をつけること。



※登録した犬が死亡した場合や所在地・所有者等が変更した場合は必ず健康推進室へ届け出てください。
(転出の場合、所在地変更の手続きは移動先でお願いします。)

【新型コロナウイルス感染拡大防止策について】

咳や発熱等の症状がある場合は、集合注射会場への来場をお控えください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



..... 教育委員会からのお知らせ

令和5年度 移動図書館巡回日程表

移動図書館をはじめて利用される方へ

- 移動図書館を利用するには、高松市図書館利用者カードが必要です。
- 町内に住所を有する方は、どなたでもカードの交付を申請し、無料で図書を借りることができます。
- 交付申請は、利用申込書に所定の事項を記入し、住所の確認できるもの（免許証・健康保険証など）を提示してください。
その場で、「利用者カード」を交付します。

1 貸出冊数 1人 15冊まで

2 貸出期間 次の巡回日まで（約1カ月間）

3 巡回ステーション日程表



令和5年								令和6年			【午 前】西部公民館 11:10~12:00
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
28日 (金)	26日 (金)	22日 (木)	28日 (金)	21日 (木)	27日 (金)	17日 (金)	21日 (木)	26日 (金)	22日 (木)	22日 (金)	【午 後】役場車庫前 13:00~13:40

◎天候等でやむを得ず巡回を中止する場合があります。ご不明な場合は、高松市中央図書館（☎087-861-4501）までお問い合わせください。

【注意】 図書館ではインターネットによるサービスを行っていますが、移動図書館は対象外となっております。

奨学金の貸し付けについて

直島町では、中学校および高等学校の卒業生で、下記の要件等を満たす方に対して、月額最大20,000円の範囲内で奨学金の貸し付けを行っています。

- ①直島町に1年以上住所を有する者
- ②向学心が旺盛で性行の善良な者
- ③経済的な理由により就学することが著しく困難である者
- ④原則として、他の制度から貸し付けを受けられない者

貸し付けを希望される方は、教育委員会までご相談・お問い合わせください。

3月7日(火)

町表彰・教育委員会表彰



◎令和4年度・直島町感謝状贈呈者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	たかだ おさむ 高田 治	直島町表彰規程 第3条	平成21年3月に直島町教育委員会委員に就任し、令和2年4月からは、教育長職務代理者も務めてきたが、令和4年3月31日をもって退任した。この間、本町の学校教育・社会教育等の充実、発展に尽力された功績は多大である。
2	なかにこ ふみこ 中谷 文子	直島町表彰規程 第3条	長年にわたり直島幼児学園の通園バス添乗員として園児の安全確保に尽力された功績は多大である。
3	なかね くにひろ 中根 邦宏 (令和5年2月2日逝去)	直島町表彰規程 第3条	町の葬祭業務が後継者不足により滞っていた現状を認識し、その解消のため快く引き受けられ、長年にわたり社会福祉活動に尽力された功績は多大である。
4	わじま てるお 和島 輝男	直島町表彰規程 第3条	町の葬祭業務が後継者不足により滞っていた現状を認識し、その解消のため快く引き受けられ、長年にわたり社会福祉活動に尽力された功績は多大である。

◎令和4年度・直島町教育委員会表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	ためひら あやの 爲平 彩乃 (直島小学校6年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	第47回「小さな親切」作文コンクールにおいて、香川県知事賞および全国優秀賞を受賞された輝かしい功績は顕著である。
2	はしもと みえ 橋本 心瑛 (直島中学校2年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	第11回県下中学生剣道選手権大会 中学生女子初段の部において、優勝された輝かしい功績は顕著である。
3	なかむら みさき 中村 未咲 (直島中学校3年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	JFA 第13回全日本U15女子フットサル選手権大会 中国地域大会において、準優勝された輝かしい功績は顕著である。



卒園式・卒業式

3月13日(月) 中学校卒業式

幼児学園卒園式、小・中学校卒業式が行われました。幼児学園の園児、小学校の児童、中学校の生徒それぞれが通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。

卒園生、卒業生はたくさんの思い出を胸に、それぞれの未来に向かって新たな一歩を踏み出しました。



3月14日(火) 小学校卒業式

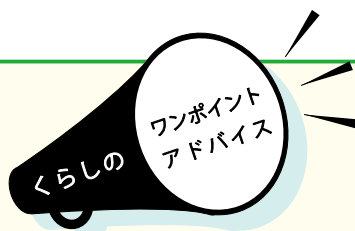
3月15日(水) 幼児学園卒園式



3月3日(金)

直島フレンドパーク

スポーツ推進委員会主催で第5回直島フレンドパークが中学校体育館で開催され、18組36名が参加しました。5種類のミニゲームを家族・友人などの2人1組で協力してチャレンジし、楽しい時間を過ごしました。



実在する組織をかたる 偽メールなどにご注意ください

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたり、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号など個人情報を詐取するフィッシングに関する相談がよせられています。「支払い方法に問題がある」、「不正利用が確認された」、「カードの不正な取引があった」、「支払いが滞っている」など内容のほとんどが偽メールです。

メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の公式サイトなどで真偽を確認しましょう。フィッシングサイトにアクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力しないようにしましょう。クレジットカード情報などを入力してしまったらすぐに変更し、クレジットカード会社などにも連絡しましょう。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」 「消費者ホットライン188 (局番なし)」



教育委員会からのお知らせ

直島町少年スポーツ等活動費補助について

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援する『直島町少年スポーツ等活動費補助』を、今年度も引き続き実施します。

対象者

直島中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている直島中学校生徒およびその付き添いの保護者となります。

対象経費 フェリー車両運賃、小型高速旅客船（高松便に限る）運賃となります。

補助金の額 対象経費の2分の1。ただし、限度額は年度内で5万円とします。

締切日 第1次締め切り 9月末日
第2次締め切り 令和6年3月末日

申し込み 教育委員会事務局

青年・少年活動助成事業の募集について

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで生き活きと活動できるために、また、町民の皆さんが自ら活動を活性化させようとする事業に対して、財政面で支援する『生き生き青年活動補助』・『少年の夢育み活動補助』を今年度も引き続き実施いたします。積極的なご応募をお待ちしております。

対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体または個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・

スポーツ活動事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とします。同事業を継続する場合、4年目以降は10万円を限度とします。

応募の締切日 第1次締め切り 4月末日
第2次締め切り 7月末日

申し込み 教育委員会事務局

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

まちづくり観光課からのお知らせ

みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、

営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業あたり30万円を限度とします。
同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●応募の締切日 第1次締め切り 4月末日
第2次締め切り 7月末日

●申し込み先 まちづくり観光課デジタル推進室

同窓会への助成について

直島小学校ならびに直島中学校（いずれも旧制学校を含む）の卒業生が開催する同窓会に助成金を交付しています。（5年間に1回限度）

交付対象となる同窓会は、同じ年度に卒業した者の全員

を対象として町内で開催されるもので、原則として対象者の3割以上の出席があるものです。

同窓会の開催が決まりましたら、お早めにご相談ください。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

まちづくり観光課からのお知らせ

高齢者運転免許証自主返納等支援事業について

町では、70歳以上の運転免許証を自主返納された方で、運転免許証の失効後に運転経歴証明書を交付または香川県が発行する高齢者運転免許卒業カードを交付された方を対象に、町営バスの運賃を半額免除する支援事業を4月1日から実施します。

対象者 町内に住所を有する満70歳以上の方で、運転免許証を自主返納された方。

支援内容 上記対象者が利用する町営バスの運賃を半額免除します。

利用方法 運転経歴証明書または香川県が発行する高齢者運転免許卒業カードを運賃精算時に町営バス運転手へ提示し、運賃の半額（50円）を支払ってください。



社宅整備費用助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度です。

【社宅とは】

事業者が従業員の居住を目的として新たに建設する住宅をいう。

【対象者】

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する
- 市区町村税を滞納していない

【助成額】

入居可能世帯数1世帯当たり20万円

【交付の条件】

- 入居する従業員等（家族含む）、町に住民登録すること
- 入居率の向上に努めること

【用途変更の制限】

- 助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更しないこと

※なお、**工事着手前に交付申請書等の提出が必要**となりますので、事前にご相談ください。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



本村地区(景観重点地区)内での家や外構を 新築・改修等する場合の届出について

本村地区(景観重点地区)の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(届出が必要な行為)

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等(屋外広告物・塀・柵・門等)
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、下記の「まちづくり景観活動をご支援します!」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



まちづくり景観活動をご支援します(第1期募集)

「直島町まちづくり景観条例」では、「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしております。

事業の概要は、右記のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり 例えばこのようなときに…

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」注1) →ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」注2) →イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」→ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」→ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」→ウ) など

注1) 景観重要物件に指定された建物等に限りです。

注2) 重点地区内(現在、本村地区の一部のみ)の建物に限りです。

②申請の締切 4月28日(金)まで

詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件	2/3	600万円
	ソフト事業	イ) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件(ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。)	1/3	100万円
	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するもの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2/3	30万円

※令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

(1)法人並びに営利を目的とする個人および団体 (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ まちづくり観光課 (デジタル推進室) ☎087-892-2020

●●●●●●●● 健康推進室からのお知らせ ●●●●●●●●

ホットアドバイス ～作業療法士からリハビリテーションについて～

こんにちは。作業療法士の末澤です。今回は、自宅でするリハビリテーション（以下リハビリ）について、引き続き説明したいと思います。

さて、リハビリなど今までしたことがない、必要かもしれない、いつはじめればよいのかわからない、と思われる方も、多いのではないのでしょうか？

例えば、何とかお風呂に入れているけれども、浴室でいつも転倒しそうになる方にリハビリは必要でしょうか？では、寝起きの歩き始めに、痛みがでて歩けない方はどうでしょうか？また心身の不調が続き、外出できない方はどうでしょうか？実は、どの事例も専門家への相談が必要です。なぜならば、そのどれもが、本人がコントロールできない問題であり、現時点では大丈夫でも、おそらく放置すると介護が必要な状態を招いてしまうからです。

リハビリ専門職は、自分ではコントロールできない生活の問題を評価して、活動を妨げる動作を反復して行えるように、さまざまな練習や訓練を実施します。昨今では、期間を定めてリハビリを行い、目標とする生活の力や新たな活動のきっかけを取り戻して、短期間でリハビリを卒業する形が推奨されています。気になることがある方は、参考にさせていただきたいと思います。

続いて、ご自宅でリハビリを受ける前に、下記の点をご確認ください。

1. 地域包括支援センターへ相談しましょう

地域で行われる体操や健康教室への参加を通じて、予防の意識をもって、今できる運動をしていきましょう。定期的に家の外に出ることで、生活に必要な力を育むことや、維持することにつながります。また一人では億劫なことも、集団で取り組むことが継続につながります。

2. 介護保険サービスを利用する

地域の体操や健康教室などの参加が難しい場合は、必要に応じて要支援・要介護認定をうけることができます。また要支援・要介護の認定がある方は、地域包括支援センターや居宅介護事業所のケアマネジャーに、自身の生活の問題を相談してください。ご自宅でのリハビリが適応となる方は、病院、訪問看護ステーションへの依頼を検討できます。

3. かかりつけ医に相談しましょう

常日頃、健康状態を確認していただいている医師に、変化や気になることは相談しましょう。そのうえで、一人では不安なことが増えてきた際には、早めにリハビリも相談してみてください。医師による医療的判断と指示の上で、自宅でのリハビリが可能となります。小児や40歳未満の方、また要支援・要介護の認定を受けていない方も、かかりつけ医の意見により、訪問でのリハビリが必要と判断された場合や、厚生労働大臣が定める疾病、急性増悪等でも、医師が必要と判断した際には、医療保険による自宅でのリハビリが可能となります。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、健康推進室へお問い合わせください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



税務課からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について(令和5年度)

$$\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{(年額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額 } 50,800\text{円} \\ + \\ \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \times \\ \text{所得割率 } 9.8\% \end{array}$$

全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納めます。保険料率は、県内すべての市町で同じです。

※保険料の賦課期日は4月1日です。ただし、年度途中で被保険者資格を取得した方の賦課期日は、資格取得日になります。

※保険料の上限は、1人につき66万円です。

※賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額および山林所得ならびに他の所得と区分して計算される所得の合計額から基礎控除額(43万円)を引いた額のことです。

※保険料に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。

保険料の軽減措置

★均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料のうち、均等割額については、世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計金額に応じて判定する軽減措置があります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減の割合
43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(※給与所得者等の数-1))以下	5割
43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(※給与所得者等の数-1))以下	2割

- ・賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。
- ・65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。
※一定の給与所得者と年金所得がある方

★被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者※であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

なお、世帯の所得に応じて均等割額の軽減が適用される場合があります。

※被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの保険に加入していたときに被扶養者であった方です。

(市町国民健康保険、国民健康保険組合は除く)

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

直島町パートナーシップ宣誓制度について

町では、誰もが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、町民一人ひとりが自分らしく生きられる社会を目指し、4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的少数者である2人が、お互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、町がその宣言を公的に証明する制度です。

法的な効力が生じるものではありませんが、宣誓する2人が自分らしくいきいきと生活できるように、2人の思いを尊重し応援するものです。

●宣誓できる人は？

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 町内に住所を有しているまたは3カ月以内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にならないこと。
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

●宣誓に必要な書類は？

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻していないことを証明する書類
- (3) 本人確認書類

●宣誓手続きの流れ

- (1) 宣誓日の予約
- (2) パートナーシップの宣誓書の提出
- (3) 宣誓証明書等の交付

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● ふれあい診療所からのお知らせ ●●●●●●●●

小児科専門外来開設のお知らせ【ふれあい診療所】

ふれあい診療所では、4月より、小児科の専門外来を開設します。

お子さんの病気のこと、成長・発達のことなど、町内のお子さんの健康維持に努めていきたいと思えます。

限られた日数ではありますが、ぜひご利用ください。



医師

香川大学医学部附属病院小児科准教授
(卒後臨床研修センター長)

安田真之先生



香川大学医学部附属病院小児科

井上依里先生



※安田先生は町の乳幼児健診等に來ていただいている先生です。

井上先生は以前ふれあい診療所で勤務していた先生です。

どちらかの先生による診察となります。

★小児科専門外来日（予定）★

令和5年 4月27日(木)	14:00~16:00受付 (14:30~ 16:30診察)
7月27日(木)	
9月28日(木)	
10月19日(木)	
令和6年 1月25日(木)	
3月21日(木)	

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266



No.189

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



擦りむいたらどうする!?

(医師 藤原 正貴)

擦り傷はみなさん経験があると思います。転んで擦りむいたらどうしていますか？
まずは消毒液で消毒して、傷口に絆創膏を貼って、2～3日したら絆創膏を剥がして傷口を乾かして、
もしこのような処置をしていたら、ぜひ最後まで読んでください。



擦り傷に消毒は？

消毒液は細菌だけでなく、傷口を治すための細胞も痛めつけてしまいます。傷口から出てくるじゅくじゅくした液（浸出液）には「細胞成長因子」がたくさん入っていて、傷口を治す細胞が増えるのを助けてくれます。しかし、消毒をすることでせっかく増えた細胞も死んでしまいます。

傷口を乾燥させるのは？

傷口が乾燥すると、神経を刺激して痛みが強くなります。また、かさぶたができてあとが残る原因にもなります。傷口から出てくる浸出液を保ち、皮膚の回復に適した環境を整えることで、痛みを抑えらることもかさぶたをつくらずきれいに早く治すことができます。

擦りむいたらどうしたらいいの？

1. 水道水でよく洗う。せっけんを使用する

水道水にはほとんど細菌はいないので、流水で傷口に付着した細菌を流します。せっけんで砂や表面の汚れを浮かして流します。水道水では痛みが強い場合は生理食塩水を使用すると、痛みが少なく洗えます。生理食塩水は水道水1Lに食塩9gを混ぜて作れます。



2. 被覆材で覆い、乾燥を防ぐ

傷口を被覆材で覆い、浸出液を吸収して乾燥を防ぎます。被覆材には市販ではキズパワーパッドやハイドロコロイドパッドなどがあります。診療所ではデュオアクティブ CGF、デュオアクティブ ETなどを採用しています。専門の被覆材がない場合はガーゼにワセリンを塗って傷口を覆うことでも同様の効果を得られます。これらを^{しじゆん}湿潤療法といいます。できれば毎日1～2回は傷口を洗浄して被覆材も交換することで、傷跡を残さずキレイに治すことができます。

湿潤療法の注意点

- 化膿している
- 深い
- 出血量が多い
- 動物に咬まれた
- かさぶた

このような場合に湿潤療法を行うと傷口を悪化させる可能性があります。家庭ではなく医療機関で適切な処置を受けるようにしてください。

診療所では砂などの汚れた傷口の洗浄などに対しても、痛みの少ない方法で処置を行っています。自宅での処置に不安の方、お子様のけがなどぜひご相談ください。



▼ 堺谷明子様より亡夫堺谷二郎様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 高橋道代様より亡夫高橋小四郎様の香典返しとして、本村自治会、直島町消防団本部、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 西岡裕喜広様より亡父西岡進様の香典返しとして、文教区自治会に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 久我高広様より亡母久我美子様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、宮ノ浦自治会に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 土井佐紀子様より亡夫土井岩雄様のお礼として、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 直島町身体障害者福祉協会様より直島町福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 溝渕祥明様より直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

結婚おめでとう! (敬称略)
すえ永く お幸せに

地区 氏名 月日

宮ノ浦 本田 祐也 3・1

宮ノ浦 松村咲也加 3・1

鷲ノ松 藤原 樹 3・10

石井 美穂 3・10

おくやみ (敬称略)
つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 久我 美子 81

宮ノ浦 山中 巨 81

納言様 手塚ミチエ 81

大坂 奥山 数雄 81

文教区 森中 孝一 81

文教区 西岡 進 81

チャレンジ! 広報クイズ

Q.ホームステイを体験できる「直島町中学生・高校生海外研修事業」の研修先はどの国でしょう

- ①アメリカ ②カナダ ③イギリス

(ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ① 応募総数 11 通

[応募締め切り] 4月28日(金)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

[送り先]

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り: 4月21日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
4月16	原田内科クリニック (宇野) 31-1717	三宅内科外科医院 (穂ヶ原) 71-2277	ふじわら歯科医院 (八浜町大崎) 51-2488
23	海岸通りクリニック (宇野) 31-3400	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	白髪歯科医院 (築港) 32-2880
29	油原医院 (和田) 81-8235	宇野八丁目クリニック (宇野) 33-8080	垣内歯科医院 (宇野) 21-3414
30	こやま医院 (八浜町見石) 51-3333	近藤医院 (東田井地) 41-1061	竹北歯科・矯正歯科クリニック (田井) 31-0310
5月3	せいきょう玉野診療所 (羽根崎町) 81-1696	荘内クリニック (迫間) 71-4976	谷歯科医院 (宇野) 31-3500
4	由良病院 (深井町) 81-7125	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	千葉歯科医院 (和田) 81-0039
5	のうの小児科医院 (田井) 33-9888	中谷外科病院 (田井) 31-2323	仲田歯科医院 (築港) 21-2949
7	玉野三井病院 (玉) 31-4187	大西病院 (田井) 33-9333	中村歯科医院 (日比) 81-8241

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月10日~5月12日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/10	11	12	13	14
午前 午後 藤原・森田 藤原	森田	午前 午後 藤原・森田 森田	藤原	午前 午後 森田 横山
17	18	19	20	21
午前 午後 藤原・森田 藤原	午前 午後 松木 藤原	午前 午後 藤原・森田 藤原	藤原	森田
24	25	26	27	28
午前 午後 藤原・森田 森田	森田	午前 午後 藤原・森田 森田	午前 午後 藤原 藤原・安田	森田
5/1	2	3	4	5
午前 午後 藤原・森田 藤原	藤原	休診日	休診日	休診日
8	9	10	11	12
午前 午後 藤原・森田 森田	森田	午前 午後 藤原・森田 森田	藤原	午前 午後 森田 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。
(注意) 訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
(お知らせ) 第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防 岡崎 貢さんの作品
「宮ノ浦池の手前」



オノ神 鶴見 愛悠太さんの作品
「色々なしづく」

インボイス制度支援措置

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが**できます!

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算**されます!

■詳しくはこちらまで



税制改正案の内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度特設サイト

中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除**ができるようになります!

■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、**インボイスコールセンター**まで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

高松北交通安全協会から感謝状贈呈

永年にわたり、高松北交通安全協会の代議員として、地域の交通安全活動に尽力された中根邦宏様に対し、同協会と高松北警察署から感謝状の贈呈がありました。